

東南アジア史学会会報

1999年4月

第70号

目次

1998年度秋季会員総会摘録	(1)
第17期第2回委員会摘録	(2)

第60回研究大会報告

自由研究発表要旨

タイ民主化に於ける首都と地方の対立	外山文子(6)
英領期上ビルマにおける「国有地」宣言(declaration of State land)—地税査定事業における土地所有確定作業に関する一考察—	水野明日香(7)
フィリピンのリカルテ将軍に関する一考察、1915—1945	荒哲(8)
北部ベトナム仏教寺院の伽藍構成について—建築学を中心とした総合調査から	重枝豊・大山亜紀子(8)
一族の事業としての陳朝—中世ベトナムにおける父系同族集団の形成— ...	桃木至朗(9)

シンポジウム報告要旨《エスニシティの誕生とその歴史化をめぐって》

趣旨説明	伊東利勝(10)
クリスチャン・ラフ(ビルマ、タイ)にみる民族意識の形成—初期集団改宗運動とその後日談をめぐって	片岡樹(11)
マレーシア・サバ州カダザン人のエスニシティとキリスト教	山本博之(12)
民族・宗教・国家—1950年代以降のバリ島社会とヒンドゥー	永渕康之(13)

資料・研究短報

ビルマ独立期のカレン民族運動 ~ "a separate state"をめぐる政治	池田一人(14)
---	----------

地区例会・研究会活動報告	(17)
新入会員・住所変更など	(20)
事務局からのお願い	(24)

東南アジア史学会会報

1999年4月

第70号

目次

1998年度秋季会員総会摘録	(1)
第17期第2回委員会摘録	(2)

第60回研究大会報告

自由研究発表要旨

タイ民主化に於ける首都と地方の対立	外山文子(6)
英領期上ビルマにおける「国有地」宣言(declaration of State land)—地税査定事業における土地所有確定作業に関する一考察—	水野明日香(7)
フィリピンのリカルテ将軍に関する一考察、1915—1945	荒哲(8)
北部ベトナム仏教寺院の伽藍構成について—建築学を中心とした総合調査から	重枝豊・大山亜紀子(8)
一族の事業としての陳朝—中世ベトナムにおける父系同族集団の形成— ...	桃木至朗(9)

シンポジウム報告要旨《エスニシティの誕生とその歴史化をめぐって》

趣旨説明	伊東利勝(10)
クリスチャン・ラフ(ビルマ、タイ)にみる民族意識の形成—初期集団改宗運動とその後日談をめぐって	片岡樹(11)
マレーシア・サバ州カダザン人のエスニシティとキリスト教	山本博之(12)
民族・宗教・国家—1950年代以降のバリ島社会とヒンドゥー	永渕康之(13)

資料・研究短報

ビルマ独立期のカレン民族運動 ~ "a separate state"をめぐる政治	池田一人(14)
---	----------

地区例会・研究会活動報告	(17)
新入会員・住所変更など	(20)
事務局からのお願い	(24)

1998年度秋季会員総会摘録

1998年度秋季会員総会は、11月29日に渡辺佳成会員を議長として、桃山学院大学において開催された。以下はその摘録である。

1 報告事項

① 根本総務委員

- ・98年11月27日現在の会員数は525名である。
- ・会報69号が発行された。会報掲載の前回総会の摘録を議事録とする。
- ・来年度は、会員名簿の改訂版を作成し、また大会で使用する学会の看板を新たにつくる予定である。

② 高田会計委員

- ・「1998年度 会計中間報告」により、会費納入状況・支出項目などについて説明。
　　今年度からプレシンポの経費を計上、また会誌編集費を20万円に増額した。
- ・プレシンポの交通費申請用紙を作成したので、利用してほしい。

③ 弘末編集委員

- ・会誌28号の編集作業が進行中である。

④ 伊東大会委員

- ・今大会から、シンポジウムの趣旨説明をプログラムとともに前もって発送した。
- ・次回大会からは、趣旨説明が確定した段階で、これを会員メーリングリスト上に公開し、会員からの意見を募る。同様に、報告者の報告要旨も公開する。
- ・次回大会(第61回)は、99年6月6・7日、桜井由躬雄会員を大会受け入れ委員長として、東京大学本郷キャンパス(東京都文京区)において開催する予定である。

⑤ 青山情報化委員

- ・学会ホームページに『歴史と文化』の総目次を掲載した。

⑥ 石井涉外・学術情報委員

- ・第2回 Malaysia Studies Conference が、99年8月2日から4日までマラヤ大学で開催される。

⑦ 各地区委員

- ・例会の開催状況について報告。
- ・関西例会は、99年4月に250回を迎える。4月24日に、記念大会を岡山で開催する予定である。

⑧ 報告事項についての質問(深見会員)

- ・研究助成基金の交通費支出について:一部補助ではなく全額支出したほうがよい。
　　→現在、交通費支給の区分は、1万円、2万円の2つしかない。次回大会までに検討する(高田委員)。

2 審議事項

①『歴史と文化』掲載の「文献目録」についてデータベース科研を申請する件(青山情報化委員)

- ・東南アジア史学会情報化推進委員会を申請組織として科研申請したい。→承認された。

②会報バックナンバーの電子アーカイブ化に関する件(青山情報化委員)

- ・学術情報センター電子図書館サービス(NACSIS-ELS)を利用して、会報のバックナンバーを電子化したい。→承認された。

③次回大会のテーマについて(古田大会委員)

- ・「東南アジアにおける領域観念・空間意識」に関する内容で実施したい。→承認された。

④99年秋季大会の会場について(古田大会委員)

- ・99年秋季(62回)大会は、愛知大学で開催したい。期日は、次回大会までに確定させる。
→承認された。

⑤池端会長

- ・山本達郎会員が、文化勲章を受章された。これをお祝いするために「先生のお話を伺う会」を、学会主催で実施したい。交渉その他は、会長に一任されたい。→承認された。

第17期第2回委員会摘録

第17期第2回委員会は、11月28・29日の両日、桃山学院大学において開催された。以下は、その摘録である。

出席:青山亭・池端雪浦・石井米雄・伊東利勝・岩井美佐紀・岩城高広・植村泰夫・加藤久美子・菊池陽子・倉沢愛子・黒田景子・小泉順子・小林寧子・斎藤照子・清水政明・鈴木恒之・高田洋子・坪井善明・根本敬・弘末雅士・古田元夫・桃木至朗・八尾隆生

欠席:足立明・加藤剛・澤田英夫・田村慶子・山本達郎

29日のみ欠席:岩井美佐紀・坪井善明

1 会長あいさつ

- ・17期委員会が発足して任期の半分が経過した。手間ひまかけた学会運営、という目標に呼応して、大会の準備段階で、マーリングリストの利用、プレシンポの実施、趣旨説明の事前発送がなされた。これらを今後も継続してほしい。
- ・山本達郎会員が文化勲章を受章された。

2 報告事項

①根本総務委員

- ・会報69号が発行された。会報所載の「98年春季会員総会摘録」「17期第1回委員会摘録」を議事録とする。

- ・11月27日現在の会員数は525名である。
- ・会員名簿を作成する予定である。99年4月に会員に葉書を発送し、これにもとづいて、7、8月をメドに発行する。
- ・大会で使用する、学会の看板を新しくする予定である。

②高田会計委員

- ・「1998年度 会計中間報告」により、会費納入状況・支出項目などについて説明。
- ・プレシンポの経費を計上した。
- ・会誌編集費を10万円から20万円に増額し、文献目録作成の入件費にあてる。
- ・プレシンポの交通費申請用紙を作成したので、利用してほしい。

③弘末編集委員

- ・会誌28号の編集作業中である。これまでに論文6本、書評4本の投稿があった。

④八尾編集委員

- ・「文献目録」の採録基準について：インドネシア関連の文献が増加しているため、作業者の労力や会誌のスペースを考慮する必要がある。すべて採録すべきかどうか、基準を再確認したい。→編集委員の判断にゆだねることになった。

⑤伊東大会委員

- ・今大会について：自由研究発表は4本の応募と追加1本の応募があり、計5本を採用した。
- ・シンポジウムについて：伊東委員作成の趣旨説明案にもとづいて、98年9月19日にプレシンポを開催した。その後の議論も、委員のメーリングリスト上で公開した。最終的に、10月末のプログラム発送時に、趣旨説明を同封した。プレシンポやメーリングリストでの意見交換に、委員も積極的に参加してほしい。

⑥池端会長

- ・次回大会について：99年春季大会は、東京大学（本郷キャンパス）で開催予定である。

⑦青山情報化委員

- ・学会ホームページに『歴史と文化』総目次を掲載した。一部表示できない文字があることをお断りする。不備があったら知らせてほしい。→学会から、ホームページ作成にかかる人件費を支出すべきとの意見が出されたので、検討することになった。

⑧石井涉外・学術情報委員

- ・第2回 Malaysia Studies Conference が、99年8月2日から4日までマラヤ大学で開催される。

⑨各地区委員

- ・例会の開催状況について報告。
- ・関西例会は、99年4月に250回を迎える。4月24日に、記念大会を岡山で開催する予定である。

3 審議事項

①『歴史と文化』掲載の文献目録についてデータベース科研を申請する件(青山情報化委員)

- ・会誌『東南アジアー歴史と文化ー』6号(1976年)~30号(2000年)まで掲載(予定)の「東南アジア関係文献目録」をデータベース化するため、2年間のデータベース科研を申請したい。入力は外部委託とし、入力されたデータのチェックは学会内で行なう。申請組織を、東南アジア史学会情報化推進委員会とする。青山委員が代表となり、メンバーを黒田景子・小泉順子・根本敬・早瀬晋三・桃木至朗・八尾隆生の各氏にお願いしたい。→提案どおり、東南アジア史学会情報化推進委員会名で科研申請をすることになった。

②会報バックナンバーの電子アーカイブ化に関する学術情報センターとの交渉(青山情報化委員)

- ・前回の委員会で『会報』のバックナンバーを画像情報として学会ホームページ上で公開することを決定した。しかし、この方法では学術情報センター(NACSIS)から割当てられたハードディスク容量を大幅に超過してしまうので、不可能である。そこで、学術情報センター電子図書館サービス(NACSIS-ELS)の利用を提案したい。
- ・NACSIS-ELSを利用すれば、インターネットを通じて幅広いアクセスが可能になり、また電子化の費用はNACSISが負担するので、学会の負担が最小限におさえられるなどの利点がある。その一方で、個人情報をどうするか、NACSIS側の規定(著作権)により広告部分が掲載できない、などの問題点がある。これらの利点・問題点を踏まえた上で、NACSIS-ELSを利用するかどうか討議してほしい。→個人情報と広告を除いて、NACSIS-ELSを利用して会報の電子化を行なうことになった。細部については、総務と情報化委員とが検討することになった。

③次回大会におけるシンポジウムのテーマについて(古田大会委員)

- ・次回大会のシンポジウムを「東南アジア前近代の領域観念」に関するテーマで実施したい。報告者には、タイ、ビルマ、ベトナム研究者から各1名、コメントーターには、東南アジア研究者以外にも声をかける予定である。→報告者の人選を含め、大会委員がさらに検討することになった。

④99年秋季研究大会の会場について(池端会長)

- ・99年度秋季大会を愛知大学で開催したい→日程を次回の大会までに確定させるとしたうえで、了承された。

4 その他

①八尾編集委員

- ・「文献目録」の電子メールによる申告について→電子メールだけでなく、学会ホームページ上に申告用の欄を設けることも可能という意見が出された。28号までは従来どおり会員からの葉書による申告とし、29号から電子メールによる申告を検討することになった。

②池端会長

- ・山本達郎会員が、文化勲章を受章された。これをお祝いするために「先生のお話を伺う会」

を、学会主催で実施したい。交渉その他は、会長に一任されたい。→了承された。

③伊東大会委員

・今大会の準備過程で、大会会員とシンポジウム報告者とのやりとりを、委員メーリングリスト(X-SEA)を通じて公開した。これを会員メーリングリスト(SEAML)に拡大することはできるか。→メーリングリストの趣旨からすればSEAML上にすべて公開することが望ましいとする意見、他方SEAML上に公開すれば多数の反響があり、それらに大会委員が回答しなければならないとすれば、委員に多大な負担がかかるおそれがある、などの意見が出された。準備過程のどの段階からSEAMLに公開するかなどについて討議した結果、「趣旨説明」が確定した段階で、これをSEAMLに公開し会員から意見を募る。寄せられた意見に大会委員が返信する必要はないけれども、シンポジウム当日の議論に反映させることになった。また、自由研究発表の報告要旨も、SEAML上で公開することになった。

第60回研究大会報告

第60回研究大会は、1998年11月28・29日に、深見純生会員が大会準備委員長となり、桃山学院大学で開催された。1日目には自由研究発表が、2日目にはシンポジウムと会員総会が行なわれた。

プログラム

11月28日(土)

開会の辞	大会準備委員長 深見純生
	自由研究発表
タイ民主化に於ける中央－地方関係：1990年代タイ民主制危機の構造	外山文子(神戸大学大学院)
英領期上ビルマにおける「国有地」宣言(declaration of State land)	水野明日香(東京大学大学院)
フィリピンのリカルテ将軍に関する一考察、1915－1945	荒哲(桜の聖母短期大学)
北部ベトナム仏教寺院の伽藍構成について－建築学を中心とした総合調査から	重枝豊・大山亞紀子(日本大学)
一族の事業としての陳朝－中世ベトナムにおける父系同族集団の形成－	桃木至朗(大阪大学)

11月29日(日)

シンポジウム《エスニシティの誕生とその歴史化をめぐって》

趣旨説明	伊東利勝(愛知大学)
クリスチャン・ラフ(ビルマ、タイ)にみる民族意識の形成－初期集団改宗運動とその後日談をめぐって	片岡樹(九州大学大学院)
マレーシア・サバ州カダザン人のエスニシティとキリスト教	山本博之(東京大学大学院)

民族・宗教・国家－1950年代以降のバリ島社会とヒンドゥー	永渕康之(名古屋工業大学)
会員総会	
コメント 1	青山亭(鹿児島大学)
コメント 2	弘末雅士(天理大学)
総合討論	
閉会の辞	会長 池端雪浦

自由研究発表要旨

タイ民主化に於ける首都と地方の対立

外山文子

タイは、アジア諸国の中では珍しく民主化の過程を順調に進んで来た国であると一般的にはとらえられている。事実、その歴史を見れば、「経済発展」→「中間層・市民社会の成長」→「民主制の発展」という公式が当てはまっている様に感じられる。1990年代、民主的制度は一応整い、以前は政治権力を独占していた軍もその影響力を低下させている。では、このままタイは順風満帆に民主化を進んでいくのであろうか？発表者は、90年代タイ政治には、従来の「軍部」v s 「民主制推進勢力」の争いではなく、別の対立軸が重要性を増加させていいると考える。それは、「首都」と「地方」の対立である。更に、発表者は、民主制の発展を考える上で重要な二つの事件、つまり「非民主的91年クーデター」と「民主的97年新憲法」、は共通して、この対立軸で解釈することが出来ると考える。

1970年代以降の政党政治の発展は、地方実業家の中央政界進出と、汚職を通じた地方住民へのリソース還流をもたらした。タイの人口の9割は、地方在住である。が、19世紀以降、長く政治、行政、経済はバンコク中心であり続けてきた。そのため、現在でも首都バンコクと地方の経済格差は大きい。首都住民の多くは収入の高いエリート、中間層であり、地方住民の多くは収入の低い農民である。しかし、民主制は数の政治である。政党が政権を取るためにには、地方部で多くの票を獲得しなくてはならない。マスコミを通じ大きな影響力を持つ中間層 v s 数によって初めて力を持った地方農民、この両者の争いが新しい対立軸であると考えられる。この対立軸は、以前から存在していたものであるが、長く政権を握って来た軍部が兵舎に戻った90年代であるからこそ、議会政治制度のもとで顕在化してきたものと考えられる。

両者の対立は、政党の特徴となって現れた。首都と地方では、議席獲得政党が明確に分かれるのである。首都で議席を獲得している政党は、クリーンで国際的なイメージを打ち出し中間層から支持を受けているが、地方では票をとれない。逆に地方で強い基盤を持つ政党は、地方住民にパトロネージをもたらす事で彼らの支持を獲得できるが、首都では票をとれない。つまり、現在政党は大きく分けて、バンコク型政党と地方型政党とに分類できるといえる。中間層は、数を武器に地方型政党が政権を取る事を快く思っていないため、彼らが力を持つ現在の民主制に対して、真の民主主義ではないと非難をしている。一度目の彼らの不満の興隆は、軍部による91年クーデターへの支持となり、二度目は97年新憲法制定に結実した。いずれも地方型政党が政権を取った後に起きたという共通点がある。つまり、90年代タイ政治で最も重要な対立軸は、首都と地方の対立と言える。

民族・宗教・国家－1950年代以降のバリ島社会とヒンドゥー	永渕康之(名古屋工業大学)
会員総会	
コメント 1	青山亭(鹿児島大学)
コメント 2	弘末雅士(天理大学)
総合討論	
閉会の辞	会長 池端雪浦

自由研究発表要旨

タイ民主化に於ける首都と地方の対立

外山文子

タイは、アジア諸国の中では珍しく民主化の過程を順調に進んで来た国であると一般的にはとらえられている。事実、その歴史を見れば、「経済発展」→「中間層・市民社会の成長」→「民主制の発展」という公式が当てはまっている様に感じられる。1990年代、民主的制度は一応整い、以前は政治権力を独占していた軍もその影響力を低下させている。では、このままタイは順風満帆に民主化を進んでいくのであろうか？発表者は、90年代タイ政治には、従来の「軍部」v s 「民主制推進勢力」の争いではなく、別の対立軸が重要性を増加させていいると考える。それは、「首都」と「地方」の対立である。更に、発表者は、民主制の発展を考える上で重要な二つの事件、つまり「非民主的91年クーデター」と「民主的97年新憲法」、は共通して、この対立軸で解釈することが出来ると考える。

1970年代以降の政党政治の発展は、地方実業家の中央政界進出と、汚職を通じた地方住民へのリソース還流をもたらした。タイの人口の9割は、地方在住である。が、19世紀以降、長く政治、行政、経済はバンコク中心であり続けてきた。そのため、現在でも首都バンコクと地方の経済格差は大きい。首都住民の多くは収入の高いエリート、中間層であり、地方住民の多くは収入の低い農民である。しかし、民主制は数の政治である。政党が政権を取るためにには、地方部で多くの票を獲得しなくてはならない。マスコミを通じ大きな影響力を持つ中間層 v s 数によって初めて力を持った地方農民、この両者の争いが新しい対立軸であると考えられる。この対立軸は、以前から存在していたものであるが、長く政権を握って来た軍部が兵舎に戻った90年代であるからこそ、議会政治制度のもとで顕在化してきたものと考えられる。

両者の対立は、政党の特徴となって現れた。首都と地方では、議席獲得政党が明確に分かれるのである。首都で議席を獲得している政党は、クリーンで国際的なイメージを打ち出し中間層から支持を受けているが、地方では票をとれない。逆に地方で強い基盤を持つ政党は、地方住民にパトロネージをもたらす事で彼らの支持を獲得できるが、首都では票をとれない。つまり、現在政党は大きく分けて、バンコク型政党と地方型政党とに分類できるといえる。中間層は、数を武器に地方型政党が政権を取る事を快く思っていないため、彼らが力を持つ現在の民主制に対して、真の民主主義ではないと非難をしている。一度目の彼らの不満の興隆は、軍部による91年クーデターへの支持となり、二度目は97年新憲法制定に結実した。いずれも地方型政党が政権を取った後に起きたという共通点がある。つまり、90年代タイ政治で最も重要な対立軸は、首都と地方の対立と言える。

では、なにがこの対立を引き起こしているのであろうか？今後の政局を占う上で、最も重要な問題である。現時点では明確には答えが出せないが、最もその可能性を疑うのは、リソースの流れの変化である。既存研究は現時点では、タイの場合はマクロ経済の政策形成を官僚が握っているため、大きく首都から地方にリソースが流れたという事実は無いと指摘している。しかし、今後、首都一地方の格差是正が政党政治に争点として取り込まれていく可能性は十分にある。中間層は、そのような将来を恐れているのかもしれない。

英領期上ビルマにおける「国有地」宣言（declaration of State land） 一地税査定事業における土地所有確定作業に関する一考察一

水野明日香

19～20世紀初頭にかけて、アジア各国で土地所有制度の改変が行われた。本報告は、その事例研究の一つとして、イギリス植民地政府が上ビルマにおいて行った土地所有(tenure)の確定作業である国有地宣言について検討するものである。その際特に、イギリス植民地政府が、上ビルマという異質な社会構造を持つ国の土地保有確定作業を行ったときに発生した矛盾を、ディストリクトレベルでの実施過程から明らかにすることを課題とする。

イギリス植民地政府は、1889年に「上ビルマ土地・地税規則」を公布し、上ビルマにおける土地所有として、国有地(State land)・非国有地(Non State land)の二種類の概念を設定した。国有地とは、実際に適用されることはなかったが、規定上、占有者が相続権又は用益・占有の譲渡権を有さない土地であり、(a)かつて国王直轄王領地(royal land)と称されていた土地、(b)扶持地(land for official service)、(c)川の中洲や雨期には水没し、乾期に現れて耕作できる沖積地等からなる、その他の旧王領地を母体とする概念であった。一方、それ以外の土地は全て、非国有地と定められた。

しかし旧王領地の内、上述の(a)を除く(b)、(c)に該当する土地で、王が所有していたとビルマ人耕作者が考えていた土地は非常に限られており、イギリス人査定官が、「上ビルマ土地・地税規則」の規定に従い、耕地を国有地と宣言すると、ビルマ人耕作者は困惑し、不平を申し立てた。そのため、実際の土地所有の確定は、査定官の裁量に依るところが大きくなり、規定では国有地と宣言されるべき土地が、権利の由来や土地の処分権の有無、慣習的に認められた占有事実を判断の基準として、しばしば非国有地とされた。つまり、旧王領地と国有地はイギリス植民地政府が当初考えたような同一の概念ではなく、この概念的矛盾のために、土地保有確定作業の実施過程では、各県の査定官の裁量の余地が大きくなつたのであった。

以上の結果、土地所有確定作業により、国有地と宣言された土地は、旧王都の存在したチャウセー県、マンダレー県では、全耕地の約7割に達したが、他の諸県では、ミンブルー県とマグウェー県を除き、1～2割程度にとどまった。このような結果となったのは、イギリス植民地政府が上ビルマに導入しようとした近代的土地所有概念が、ビルマ社会における土地所有概念に適合的でなかったためではないかという仮説を筆者は立てている。この仮説の検証のためには、ビルマの土地制度そのものについての研究を深めなければならない。これは今後の課題としたい。

では、なにがこの対立を引き起こしているのであろうか？今後の政局を占う上で、最も重要な問題である。現時点では明確には答えが出せないが、最もその可能性を疑うのは、リソースの流れの変化である。既存研究は現時点では、タイの場合はマクロ経済の政策形成を官僚が握っているため、大きく首都から地方にリソースが流れたという事実は無いと指摘している。しかし、今後、首都一地方の格差是正が政党政治に争点として取り込まれていく可能性は十分にある。中間層は、そのような将来を恐れているのかもしれない。

英領期上ビルマにおける「国有地」宣言（declaration of State land） 一地税査定事業における土地所有確定作業に関する一考察一

水野明日香

19～20世紀初頭にかけて、アジア各国で土地所有制度の改変が行われた。本報告は、その事例研究の一つとして、イギリス植民地政府が上ビルマにおいて行った土地所有(tenure)の確定作業である国有地宣言について検討するものである。その際特に、イギリス植民地政府が、上ビルマという異質な社会構造を持つ国の土地保有確定作業を行ったときに発生した矛盾を、ディストリクトレベルでの実施過程から明らかにすることを課題とする。

イギリス植民地政府は、1889年に「上ビルマ土地・地税規則」を公布し、上ビルマにおける土地所有として、国有地(State land)・非国有地(Non State land)の二種類の概念を設定した。国有地とは、実際に適用されることはなかったが、規定上、占有者が相続権又は用益・占有の譲渡権を有さない土地であり、(a)かつて国王直轄王領地(royal land)と称されていた土地、(b)扶持地(land for official service)、(c)川の中洲や雨期には水没し、乾期に現れて耕作できる沖積地等からなる、その他の旧王領地を母体とする概念であった。一方、それ以外の土地は全て、非国有地と定められた。

しかし旧王領地の内、上述の(a)を除く(b)、(c)に該当する土地で、王が所有していたとビルマ人耕作者が考えていた土地は非常に限られており、イギリス人査定官が、「上ビルマ土地・地税規則」の規定に従い、耕地を国有地と宣言すると、ビルマ人耕作者は困惑し、不平を申し立てた。そのため、実際の土地所有の確定は、査定官の裁量に依るところが大きくなり、規定では国有地と宣言されるべき土地が、権利の由来や土地の処分権の有無、慣習的に認められた占有事実を判断の基準として、しばしば非国有地とされた。つまり、旧王領地と国有地はイギリス植民地政府が当初考えたような同一の概念ではなく、この概念的矛盾のために、土地保有確定作業の実施過程では、各県の査定官の裁量の余地が大きくなつたのであった。

以上の結果、土地所有確定作業により、国有地と宣言された土地は、旧王都の存在したチャウセー県、マンダレー県では、全耕地の約7割に達したが、他の諸県では、ミンブルー県とマグウェー県を除き、1～2割程度にとどまった。このような結果となったのは、イギリス植民地政府が上ビルマに導入しようとした近代的土地所有概念が、ビルマ社会における土地所有概念に適合的でなかったためではないかという仮説を筆者は立てている。この仮説の検証のためには、ビルマの土地制度そのものについての研究を深めなければならない。これは今後の課題としたい。

フィリピンのリカルテ将軍に関する一考察、1915—1945

荒哲

アルテミオ・リカルテ・ビボラ将軍(General Artemio Ricarte Vibora)は、1896年に生じたフィリピン革命で活躍した一英雄であるとされており、日本と最もゆかりの深いフィリピン人の一人である。彼がこの革命における他の政治家と著しく異なる点は、その後の米比戦争から、日本亡命期を経て、太平洋戦争末期の悲劇的死亡まで一貫して米国に忠誠を誓わなかつたことにあるとされている。では、今なぜ彼に関する研究を行う必要があるのだろうか。

かつて、1898年6月にフィリピン共和国の初代大統領となったエミリオ・アギナルド(Emilio Aguinaldo)将軍の評価を巡って様々な議論が行われた。彼が米比戦争を経て米国政府に投降し、忠誠を誓うに至るまでの過程がフィリピン・ナショナリストとして正しい生き方であったかどうか疑問を呈する歴史家が出て来たからである。リカルテはアギナルドとは正反対の生き方、つまり「反米主義」を貫き通したとされている。しかしながら、近年、リカルテの自叙伝が、一部の歴史家(例えば、グレン・メイのような米国人歴史家)の間で批判の対象となってきた。これは本人が19世紀末の革命陣営の内紛に関わる点で自分を美化しており、矛盾する点が出てきたためである。こういうわけで、現在、かつてのアギナルドの英雄像への疑問と同じような疑問がリカルテの英雄像になげかけられている。また、「親日的」とされている彼独特のナショナリズムがどのように形成されてきたかについての詳細な研究は未だされていない。この研究は、彼の日本亡命期及び日本占領下のフィリピン(一九一五年から一九四五年まで)における言明や行動に焦点をあて、彼のナショナリズム思想の推移を追い、カティップネーロとしてのリカルテの思想がどれほど一貫していたのか、そして今まで様々な伝記などで描かれているような「純粋無垢なナショナリスト、リカルテ」の実際の姿を検証することを目的とする。その結果以下のようないくつかの結論が導かれた。

- ボニファシオの精神を受け継いだ基本的ナショナリズムは、日本文化の影響こそ受けたが、実質的变化はなかった。
- 状況を見て、言を変化させるという典型的な当時のフィリピン人政治家の特質と同様な特質がリカルテにも見受けられる。フィリピン独立を優先させる余り、独立に有利な条件が与えられれば、日本の政策にも米国の政策にも同意した。純粋なる反米主義ナショナリスト、リカルテのイメージからは程遠いものである。また、生き方に柔軟性が無く、27年余りにわたって日本に滞在しながらも、日本語を習得せず、日本軍国主義とファシズムに対する見解が甘い。
- あわよくば、日本占領下のフィリピンにおいて権力の座に就こうとしたたかな側面も見逃せない。しかしながら、カティップネーロとしての生き方を貫こうとした点は終生変化することはなかったのである。

北部ベトナム仏教寺院の伽藍構成について—建築学を中心とした総合調査から 重枝豊・大山亜紀子

これまでベトナム北部の20カ寺を対象とし、現地調査をおこなってきた。研究の主題は、1)現存遺構の実測、2)歴史資料の記録および聞き取り、3)考古学・美術史資料の再評価の3点に集約される。以下、ベトナム仏教寺院の伽藍構成に触れておきたい^{註1)}。

フィリピンのリカルテ将軍に関する一考察、1915—1945

荒哲

アルテミオ・リカルテ・ビボラ将軍(General Artemio Ricarte Vibora)は、1896年に生じたフィリピン革命で活躍した一英雄であるとされており、日本と最もゆかりの深いフィリピン人の一人である。彼がこの革命における他の政治家と著しく異なる点は、その後の米比戦争から、日本亡命期を経て、太平洋戦争末期の悲劇的死亡まで一貫して米国に忠誠を誓わなかつたことにあるとされている。では、今なぜ彼に関する研究を行う必要があるのだろうか。

かつて、1898年6月にフィリピン共和国の初代大統領となったエミリオ・アギナルド(Emilio Aguinaldo)将軍の評価を巡って様々な議論が行われた。彼が米比戦争を経て米国政府に投降し、忠誠を誓うに至るまでの過程がフィリピン・ナショナリストとして正しい生き方であったかどうか疑問を呈する歴史家が出て来たからである。リカルテはアギナルドとは正反対の生き方、つまり「反米主義」を貫き通したとされている。しかしながら、近年、リカルテの自叙伝が、一部の歴史家(例えば、グレン・メイのような米国人歴史家)の間で批判の対象となってきた。これは本人が19世紀末の革命陣営の内紛に関わる点で自分を美化しており、矛盾する点が出てきたためである。こういうわけで、現在、かつてのアギナルドの英雄像への疑問と同じような疑問がリカルテの英雄像になげかけられている。また、「親日的」とされている彼独特のナショナリズムがどのように形成されてきたかについての詳細な研究は未だされていない。この研究は、彼の日本亡命期及び日本占領下のフィリピン(一九一五年から一九四五年まで)における言明や行動に焦点をあて、彼のナショナリズム思想の推移を追い、カティップネーロとしてのリカルテの思想がどれほど一貫していたのか、そして今まで様々な伝記などで描かれているような「純粋無垢なナショナリスト、リカルテ」の実際の姿を検証することを目的とする。その結果以下のようないくつかの結論が導かれた。

- ボニファシオの精神を受け継いだ基本的ナショナリズムは、日本文化の影響こそ受けたが、実質的变化はなかった。
- 状況を見て、言を変化させるという典型的な当時のフィリピン人政治家の特質と同様な特質がリカルテにも見受けられる。フィリピン独立を優先させる余り、独立に有利な条件が与えられれば、日本の政策にも米国の政策にも同意した。純粋なる反米主義ナショナリスト、リカルテのイメージからは程遠いものである。また、生き方に柔軟性が無く、27年余りにわたって日本に滞在しながらも、日本語を習得せず、日本軍国主義とファシズムに対する見解が甘い。
- あわよくば、日本占領下のフィリピンにおいて権力の座に就こうとしたたかな側面も見逃せない。しかしながら、カティップネーロとしての生き方を貫こうとした点は終生変化することはなかったのである。

北部ベトナム仏教寺院の伽藍構成について—建築学を中心とした総合調査から 重枝豊・大山亜紀子

これまでベトナム北部の20カ寺を対象とし、現地調査をおこなってきた。研究の主題は、1)現存遺構の実測、2)歴史資料の記録および聞き取り、3)考古学・美術史資料の再評価の3点に集約される。以下、ベトナム仏教寺院の伽藍構成に触れておきたい^{註1)}。

現存遺構の実測では各建物平面の柱間採寸により、各遺構の寸法構成を分析した。また、柱、小屋組、礎石などの各部材に記された重修の痕跡、小屋組と軒先まわりなどの構造形式、棟銘と建築年代との関係、各時代の特徴、改造手法について各遺構ごとに分析した。

歴史資料の記録および聞き取りでは、字喃・漢文で記された碑文柱銘、棟銘の解読をおこない伽藍の変遷過程を分析すると同時に、現存遺構の様式と照合し各遺構の年代を比定した。また、建築時に各部材に刻まれた番付や寄進銘についても記録・分析した。

考古学・美術史資料の再調査では、礎石、窓、出入口などの部位の細部意匠や小屋組、斗などの構造部材の装飾様式を実測・比較して編年史料を作成した。

これらの分析結果から、北部のベトナム仏教寺院は16世紀頃までは分立した単一機能の建物から構成されていたとみられる。17世紀後半になると、拝殿にあたる「前堂」と本堂にあたる「上殿」または「仏殿」の間を「焼香」で繋ぐ主要建築物の配置が定形化した。また、北部では特殊事例とされる三棟双堂形式（「下殿」、「中殿」、「上殿」）の伽藍配置をもつ西方寺（河西省）、金蓮寺（ハノイ）は、従前の「前堂」、「仏殿」、「後堂」の組み合わせとみられる。各建物の規模と柱間寸法は時代差、地域差をもって変化しているが、各建物の規模は前堂は五間堂、上殿または仏殿は三間堂であった。また、各柱間寸法には中央間を基準としてその両脇間との関係に時代別の基準があった。

仏教建築の小屋組は、構造・材料の制約から大規模建築は造営されなかつた。仏殿、上殿の規模が三間堂であったのは、材料・小屋組構造など建築的な制約であったと考えられる。後期黎朝期には大瓶束や小束を多用した合理的な架構法が生み出され、柱間寸法の拡幅、高い軒先が可能となるが、一方で装飾の力強さと連続性は失われてゆく。

宗嚴寺（河西省）後堂の柱銘から4ヶ村で寄進材を分担していること。法雲寺（北寧省）では村別による柱の寄進はみられないが、上殿の柱の寄進銘と碑文から、寄進の年代が明らかとなつた。また、太樂寺（海興省）上殿と後堂の柱銘は、現存遺構では最古に比定される寄進年代であることなどを明らかにした。

以上、まだ充分な成果を上げてはいないが、今後も考古学院ハ・ヴァン・タン院長などベトナム側の協力をえながら、北部ベトナムの仏教寺院の伽藍構成を解明してゆきたい。

註)1これまでベトナムの仏教寺院に関する研究成果は、ベトナムの仏教寺院（ハ・ヴァン・タン、1993）以外は、過去の植民地時代の成果及びその踏襲にとどまっている。1993年以降、筆塔寺、西方寺などを対象とした出版もあるが、建築史に関する系統的、体系的な研究は途についたばかりである。ハ・ヴァン・タン編著『ベトナム仏教寺院（SOCIAL SCIENCES PUBLISHING HOUSE、1993）』.Chu Quang Trut『Chua Tay Phuong』Fine Arts Publishing House 1998.Hanoi State centre for Restoration of Cultural Monuments『Chua But Thap』1993.Hanoi

一族の事業としての陳朝

－中世ベトナムにおける父系同族集団の形成－

桃木至朗

80年代に「東南アジア的王権」研究が、14世紀以前のベトナムにおける非儒教的王位継承制に注目した。近世に儒教が普及する以前には、（他の東南アジア諸地域と同じく）双方的ないし双系的な家族・親族制度（社会主义ベトナムでは母系＝母権制の残存とする）が卓越し、女性の地位が高かったことは、徵姉妹の反乱など女性の活躍と、黎朝刑律など比較法制

現存遺構の実測では各建物平面の柱間採寸により、各遺構の寸法構成を分析した。また、柱、小屋組、礎石などの各部材に記された重修の痕跡、小屋組と軒先まわりなどの構造形式、棟銘と建築年代との関係、各時代の特徴、改造手法について各遺構ごとに分析した。

歴史資料の記録および聞き取りでは、字喃・漢文で記された碑文柱銘、棟銘の解読をおこない伽藍の変遷過程を分析すると同時に、現存遺構の様式と照合し各遺構の年代を比定した。また、建築時に各部材に刻まれた番付や寄進銘についても記録・分析した。

考古学・美術史資料の再調査では、礎石、窓、出入口などの部位の細部意匠や小屋組、斗などの構造部材の装飾様式を実測・比較して編年史料を作成した。

これらの分析結果から、北部のベトナム仏教寺院は16世紀頃までは分立した単一機能の建物から構成されていたとみられる。17世紀後半になると、拝殿にあたる「前堂」と本堂にあたる「上殿」または「仏殿」の間を「焼香」で繋ぐ主要建築物の配置が定形化した。また、北部では特殊事例とされる三棟双堂形式（「下殿」、「中殿」、「上殿」）の伽藍配置をもつ西方寺（河西省）、金蓮寺（ハノイ）は、従前の「前堂」、「仏殿」、「後堂」の組み合わせとみられる。各建物の規模と柱間寸法は時代差、地域差をもって変化しているが、各建物の規模は前堂は五間堂、上殿または仏殿は三間堂であった。また、各柱間寸法には中央間を基準としてその両脇間との関係に時代別の基準があった。

仏教建築の小屋組は、構造・材料の制約から大規模建築は造営されなかつた。仏殿、上殿の規模が三間堂であったのは、材料・小屋組構造など建築的な制約であったと考えられる。後期黎朝期には大瓶束や小束を多用した合理的な架構法が生み出され、柱間寸法の拡幅、高い軒先が可能となるが、一方で装飾の力強さと連続性は失われてゆく。

宗嚴寺（河西省）後堂の柱銘から4ヶ村で寄進材を分担していること。法雲寺（北寧省）では村別による柱の寄進はみられないが、上殿の柱の寄進銘と碑文から、寄進の年代が明らかとなつた。また、太樂寺（海興省）上殿と後堂の柱銘は、現存遺構では最古に比定される寄進年代であることなどを明らかにした。

以上、まだ充分な成果を上げてはいないが、今後も考古学院ハ・ヴァン・タン院長などベトナム側の協力をえながら、北部ベトナムの仏教寺院の伽藍構成を解明してゆきたい。

註)1これまでベトナムの仏教寺院に関する研究成果は、ベトナムの仏教寺院（ハ・ヴァン・タン、1993）以外は、過去の植民地時代の成果及びその踏襲にとどまっている。1993年以降、筆塔寺、西方寺などを対象とした出版もあるが、建築史に関する系統的、体系的な研究は途についたばかりである。ハ・ヴァン・タン編著『ベトナム仏教寺院（SOCIAL SCIENCES PUBLISHING HOUSE、1993）』.Chu Quang Trut『Chua Tay Phuong』Fine Arts Publishing House 1998.Hanoi State centre for Restoration of Cultural Monuments『Chua But Thap』1993.Hanoi

一族の事業としての陳朝

－中世ベトナムにおける父系同族集団の形成－

桃木至朗

80年代に「東南アジア的王権」研究が、14世紀以前のベトナムにおける非儒教的王位継承制に注目した。近世に儒教が普及する以前には、（他の東南アジア諸地域と同じく）双方的ないし双系的な家族・親族制度（社会主义ベトナムでは母系＝母権制の残存とする）が卓越し、女性の地位が高かったことは、徵姉妹の反乱など女性の活躍と、黎朝刑律など比較法制

史の研究を通じて、早くから知られていた。だがこれらの議論は、家族・親族制度一般についても王家についても、(近年の日本史や中国史と違って)今日の社会学・人類学の水準から見ればあまりに素朴である。近世以降の家譜の分析から父方キンドレッドの中心性を説く人類学者末成道男とかみあった議論は、歴史学の側からはまだなされていない。

筆者はさきに、「一家の事業としての李朝——ベトナム王朝国家形成史への一観角」(「東洋学報」79-4, 1998年3月)を著し、「ベトナム最初の長期王朝」とされる李朝(1009-1226)王家を取り上げ、李朝期には王位の父系継承だけは明確でも父系同族集団は未確立で(もちろん母系集団の存在も証拠がない)、男女を問わず「系」より個人の役割が突出した状況だった、こうした立場の夫婦・親子などの「家族」内協力とそのネットワークが「世襲王朝」李朝を成立させたと論じた。いっぽう15~18世紀の黎朝刑律は夫婦それぞれの財産を認めるが、それは純粋な個人財産ではなく夫婦それぞれの出身家族ないし宗族(父系的?)の財産という性格をもち、同時期の王朝政治史の家族・親族にかかわる部分も、「父系氏族」プラス「双方向キンドレッド」で動くことが多くなる。

本発表は、この2つの時代をつなぐ陳朝期(1226-1400)の王族の婚姻、政治的役割、経済的地位などを、家族・親族史や法制史に注意しつつ再検討する(82年に陳朝の父方族内婚、上皇制などによる「宗室独占支配」を論じた際には上のようないい問題意識がなかったので、今回やり直す)。関心は家族やジェンダーそのものよりは王権と支配にあるが、「一家の事業…」につづき、女性の地位・活動にも「道具」や「犠牲者」でない位置づけを与えたい。史料はほとんど王朝年代記『大越史記全書』に限られるのだが、新出碑文をいかに利用したい。

シンポジウム報告要旨 《エスニシティの誕生とその歴史化をめぐって》

趣旨説明

伊東利勝

民族意識、民族地図、民族文化圏、これは何を語るためのものかを考えたとき、その政治性は明らかである。身体的形質、言語、風俗、信仰、血縁などいわゆる「根源的紐帯」(primordial attachments)なるものはそのままでは何ら意味を持ち得ず、他との関係行為のなかではじめて意識される類のものである。したがってエスニック・グループ(民族)は、あるとき誰かによって、ある意図のもとにひとつの単位として想像・認定されたものであり、その意味でエスニシティは、人が前世から携えてきたものではない。

類似の民族誌を持つものとしてのエスニック・グループの創出は、住民の間に心理的境界線を引く作業でもあった。この境界線をみずからが意識したとき、共通の記憶が形成され、エスニシティが誕生する。私が、我われ(として想像されもの)の一員として自覚されてゆく。したがって、エスニシティの誕生は、きわめて歴史的な現象であると言わねばならない。しかし、ひとたび民族なる言説が誕生すると、これが超時代性を帯び、歴史を描き出す道具にされてきた。ビルマ族の南下、モン族の反乱、シャン族の侵入、カチン族とパラウン族の棲み分け、等々。

ビルマでは19世紀はじめまで、カレンという規定は、単に非ビルマ人というほどの意味合いしか持ていなかった。イラワジ流域に成立した歴代諸王朝は、違う言語の話し手、異なる習慣の保持者として区別はしても、それを指標に住民をグループ化し、支配単位のひ

史の研究を通じて、早くから知られていた。だがこれらの議論は、家族・親族制度一般についても王家についても、(近年の日本史や中国史と違って)今日の社会学・人類学の水準から見ればあまりに素朴である。近世以降の家譜の分析から父方キンドレッドの中心性を説く人類学者末成道男とかみあった議論は、歴史学の側からはまだなされていない。

筆者はさきに、「一家の事業としての李朝——ベトナム王朝国家形成史への一観角」(「東洋学報」79-4, 1998年3月)を著し、「ベトナム最初の長期王朝」とされる李朝(1009-1226)王家を取り上げ、李朝期には王位の父系継承だけは明確でも父系同族集団は未確立で(もちろん母系集団の存在も証拠がない)、男女を問わず「系」より個人の役割が突出した状況だった、こうした立場の夫婦・親子などの「家族」内協力とそのネットワークが「世襲王朝」李朝を成立させたと論じた。いっぽう15~18世紀の黎朝刑律は夫婦それぞれの財産を認めるが、それは純粋な個人財産ではなく夫婦それぞれの出身家族ないし宗族(父系的?)の財産という性格をもち、同時期の王朝政治史の家族・親族にかかわる部分も、「父系氏族」プラス「双方向キンドレッド」で動くことが多くなる。

本発表は、この2つの時代をつなぐ陳朝期(1226-1400)の王族の婚姻、政治的役割、経済的地位などを、家族・親族史や法制史に注意しつつ再検討する(82年に陳朝の父方族内婚、上皇制などによる「宗室独占支配」を論じた際には上のようないい問題意識がなかったので、今回やり直す)。関心は家族やジェンダーそのものよりは王権と支配にあるが、「一家の事業…」につづき、女性の地位・活動にも「道具」や「犠牲者」でない位置づけを与えたい。史料はほとんど王朝年代記『大越史記全書』に限られるのだが、新出碑文をいかに利用したい。

シンポジウム報告要旨 《エスニシティの誕生とその歴史化をめぐって》

趣旨説明

伊東利勝

民族意識、民族地図、民族文化圏、これは何を語るためのものかを考えたとき、その政治性は明らかである。身体的形質、言語、風俗、信仰、血縁などいわゆる「根源的紐帯」(primordial attachments)なるものはそのままでは何ら意味を持ち得ず、他との関係行為のなかではじめて意識される類のものである。したがってエスニック・グループ(民族)は、あるとき誰かによって、ある意図のもとにひとつの単位として想像・認定されたものであり、その意味でエスニシティは、人が前世から携えてきたものではない。

類似の民族誌を持つものとしてのエスニック・グループの創出は、住民の間に心理的境界線を引く作業でもあった。この境界線をみずからが意識したとき、共通の記憶が形成され、エスニシティが誕生する。私が、我われ(として想像されもの)の一員として自覚されてゆく。したがって、エスニシティの誕生は、きわめて歴史的な現象であると言わねばならない。しかし、ひとたび民族なる言説が誕生すると、これが超時代性を帯び、歴史を描き出す道具にされてきた。ビルマ族の南下、モン族の反乱、シャン族の侵入、カチン族とパラウン族の棲み分け、等々。

ビルマでは19世紀はじめまで、カレンという規定は、単に非ビルマ人というほどの意味合いしか持ていなかった。イラワジ流域に成立した歴代諸王朝は、違う言語の話し手、異なる習慣の保持者として区別はしても、それを指標に住民をグループ化し、支配単位のひ

とつとして扱ったことはない。これが19世紀中葉以降、我われカレン族という語りがなされるようになり、このエスニシティ表出に対応する形で、いうところの他者さえもこの言説を共有するようになる。イギリス植民地政府支配下においてキリスト教の布教がすすむにつれ、カレン族というエスニシティが仏教徒ビルマ族を意識しつつ、現出したのである。宣教師が布教のため類似の村々を回り、彼らの規模と広がりを、彼ら自身に認識させてゆく。あたかもばらばらに存在していた布切れを一本の糸でつなぎ、カレン族の民族衣装を仕立てるように。

エスニシティが姿態変換を繰り返しつつ、現在の姿が出来上がっているという共通認識は、定着しつつある。しかしその発生となると、これを根源的紐帯の相互作用による結果として説明されることがいぜんとして多い。本シンポジウムでは根源的紐帯なるものをいちど完全に打ち崩したうえで、エスニシティがどのような磁場で形成されたかについて考察してみようと思う。多くのエスニシティは植民地化や続くナショナリティの表出過程で発生したと考えられるが、「わが民族」という語りはどのような状況で誕生したか。つまりエスニシティの出現を誘発した要件は何であり、そこにミッドワイフとして立ち働いたものは何か。

そして、エスニシティはある時期に成立した認識方法ということになれば、そこに形成された共通の記憶を、歴史学ではどのように語りうるのかという問題がただちに浮上する。この言説を使って時代や地域を往復すれば、誰のための歴史かという問題はもちろんのこと、我われは歴史を語りうるのか、それとも歴史についてのみ語りうるのか、という問いかけにまで直面し、そしてそこに見えてくるのは何かという疑念にも説明が要求されるであろう。

クリスチャン・ラフ(ビルマ、タイ)にみる民族意識の形成 —初期集団改宗運動とその後日談をめぐって

片岡樹

民族という「想像の共同体」の定着は、それ以前の何かを「想像困難」としつつ、「民族の目覚め」を遡行的に発見する。では本報告がとりあげる東南アジア大陸部のクリスチャン・ラフ(ビルマ、タイ)において「エスニシティの誕生」をみるとすれば、その過程で何が想像されるようになり何が想像困難となっていたのか。そしてその過程にキリスト教がどのように関わってきたのか。それをラフの初期集団改宗とその解釈を事例に考えてみる。

聖書を携え登場した宣教師との邂逅が、「失われた本」回復の預言の成就と見なされたことにより、1904年よりケントゥン周辺のラフのあいだでキリスト教への集団改宗が発生した。この初期集団改宗の経緯は、「書物と主権の回復」というモチーフを伴うものであり、今日の視点からすれば一見きわめて民族主義的な主張を含んでいたように考えられるが、実際にはやや別様の共同性が構想されていた。そこでの「書物」や「主権」とは、千年王国到来の刹那に「回復」される神与の秘儀的書物(ラフ語ローマ字ではなく)や(民族自決ではなく)地上の秩序の逆転をむしろ意味するものであり、民族的出自とは無差別に千年王国の到来を説くというものであった。この初期集団改宗の刹那においては、キリスト教がこうした土着の観念体系のもとで解釈され、受け入れられた。しかしキリスト教が定着するにつれ、受け入れられたキリスト教の観念体系のもとで、逆に当時の改宗運動の再定義が

とつとして扱ったことはない。これが19世紀中葉以降、我われカレン族という語りがなされるようになり、このエスニシティ表出に対応する形で、いうところの他者さえもこの言説を共有するようになる。イギリス植民地政府支配下においてキリスト教の布教がすすむにつれ、カレン族というエスニシティが仏教徒ビルマ族を意識しつつ、現出したのである。宣教師が布教のため類似の村々を回り、彼らの規模と広がりを、彼ら自身に認識させてゆく。あたかもばらばらに存在していた布切れを一本の糸でつなぎ、カレン族の民族衣装を仕立てるように。

エスニシティが姿態変換を繰り返しつつ、現在の姿が出来上がっているという共通認識は、定着しつつある。しかしその発生となると、これを根源的紐帯の相互作用による結果として説明されることがいぜんとして多い。本シンポジウムでは根源的紐帯なるものをいちど完全に打ち崩したうえで、エスニシティがどのような磁場で形成されたかについて考察してみようと思う。多くのエスニシティは植民地化や続くナショナリティの表出過程で発生したと考えられるが、「わが民族」という語りはどのような状況で誕生したか。つまりエスニシティの出現を誘発した要件は何であり、そこにミッドワイフとして立ち働いたものは何か。

そして、エスニシティはある時期に成立した認識方法ということになれば、そこに形成された共通の記憶を、歴史学ではどのように語りうるのかという問題がただちに浮上する。この言説を使って時代や地域を往復すれば、誰のための歴史かという問題はもちろんのこと、我われは歴史を語りうるのか、それとも歴史についてのみ語りうるのか、という問いかけにまで直面し、そしてそこに見えてくるのは何かという疑念にも説明が要求されるであろう。

クリスチャン・ラフ(ビルマ、タイ)にみる民族意識の形成 —初期集団改宗運動とその後日談をめぐって

片岡樹

民族という「想像の共同体」の定着は、それ以前の何かを「想像困難」としつつ、「民族の目覚め」を遡行的に発見する。では本報告がとりあげる東南アジア大陸部のクリスチャン・ラフ(ビルマ、タイ)において「エスニシティの誕生」をみるとすれば、その過程で何が想像されるようになり何が想像困難となっていたのか。そしてその過程にキリスト教がどのように関わってきたのか。それをラフの初期集団改宗とその解釈を事例に考えてみる。

聖書を携え登場した宣教師との邂逅が、「失われた本」回復の預言の成就と見なされたことにより、1904年よりケントゥン周辺のラフのあいだでキリスト教への集団改宗が発生した。この初期集団改宗の経緯は、「書物と主権の回復」というモチーフを伴うものであり、今日の視点からすれば一見きわめて民族主義的な主張を含んでいたように考えられるが、実際にはやや別様の共同性が構想されていた。そこでの「書物」や「主権」とは、千年王国到来の刹那に「回復」される神与の秘儀的書物(ラフ語ローマ字ではなく)や(民族自決ではなく)地上の秩序の逆転をむしろ意味するものであり、民族的出自とは無差別に千年王国の到来を説くというものであった。この初期集団改宗の刹那においては、キリスト教がこうした土着の観念体系のもとで解釈され、受け入れられた。しかしキリスト教が定着するにつれ、受け入れられたキリスト教の観念体系のもとで、逆に当時の改宗運動の再定義が

行われた。これは自分たちの祖先がかつて行った解釈を宣教師の解釈に置き換えて行く過程に他ならないが、そこでは当時の秘儀的文字やメシア的時間といった重要な争点がトータルに欠落することになった。結果的にかつてのメシア運動における「書物」「主権」のモチーフが「想像困難」となり、この「想像困難」な部分が前述の、預言者による予告→キリスト教の到来→宣教師による民族語の文字化→きたるべき政治的自立へ、という、典型的な民族主義的プログラムによって置き換えられることになり、ラフの解放を唱えた「先覚的キリスト者」としてのアシャフチュ像、アシャフチュの後継者としてのクリスチャン・ラフという自己規定が「正史」として「想像可能」になっていった。

マレーシア・サバ州カダザン人のエスニシティとキリスト教

山本博之

あるエスニシティの誕生を問題にするためには、まず「エスニシティの誕生」が何を指すのかを明らかにする必要がある。別の形で問い合わせすれば、エスニシティの誕生の前後でいったい何がどう変わるとみなされているのだろうか。

自らの生命を犠牲にしても自らの帰属する集団のために戦おうとする独立戦争のイメージと重ねあわせるまでもなく、いったんエスニック・グループが誕生した後では構成員どうしの横の結びつきの強さが強調されることになる。エスニック・グループを民族衣装に喻えるのもこれと同じ発想であるといえるだろう。ここでエスニシティの誕生とは、「われわれ〇〇人」なる言説と同時に横の連帯が発生することとして捉えられていると言えるだろう。

根源的紐帯なるものを完全に打ち崩す、すなわち横の連帯がはじめから無条件に存在しているとは考えないという立場をとり、なおかつ誕生後のエスニック・グループが横の連帯を持つことを前提にするのであれば、横の連帯がいったいいつどうやって成立したのかという厄介な問題を抱え込むことになる。

これを避ける1つの手として、エスニシティを「自らがあるエスニック・グループに属するという意識」という言説のレベルに限ることが考えられるが、これは問題を先送りしたことにはしかならないだろう。エスニシティは単に人間分類の方法として問題になっているのではなく、それぞれの社会においてそれ以上の影響力をもっているかに見える状況があるという点で問題になっているはずである。そうである以上、エスニシティを問題とする上でその点を避けて通るわけにはいかないのではないか。

サバ州はマレーシアにあって住民のサバ人意識が強く、連邦政府に対して常に反発する傾向にあると内外からみなされている。それを裏付けるような事例を挙げることはたやすい。しかしサバ内に目を向けると、サバの人々は文化的に多様な人々からなるだけではなく、さまざまな集団に分かれてお互いの対立が絶えず、決してサバ人として1つにまとまっているわけではない。これを説明しようとサバ人をさらにムスリム／マレー人、カダザン人、華人などのエスニック・グループに分けて、それぞれ自民族意識が強いためにお互いに対立するという説明も試みられているが、その自民族意識が強いとされているカダザン人に目を向ければ、やはり内部でさまざまな集団に分かれてお互いに対立している状況にたちまち出くわすことになる。

しかし、カダザン人が文化的に多様な人々からなり、しかも横の連帯が存在しないからといって、「カダザン人なるエスニック・グループは存在しない」と言えば問題の解決にな

行われた。これは自分たちの祖先がかつて行った解釈を宣教師の解釈に置き換えて行く過程に他ならないが、そこでは当時の秘儀的文字やメシア的時間といった重要な争点がトータルに欠落することになった。結果的にかつてのメシア運動における「書物」「主権」のモチーフが「想像困難」となり、この「想像困難」な部分が前述の、預言者による予告→キリスト教の到来→宣教師による民族語の文字化→きたるべき政治的自立へ、という、典型的な民族主義的プログラムによって置き換えられることになり、ラフの解放を唱えた「先覚的キリスト者」としてのアシャフチュ像、アシャフチュの後継者としてのクリスチャン・ラフという自己規定が「正史」として「想像可能」になっていった。

マレーシア・サバ州カダザン人のエスニシティとキリスト教

山本博之

あるエスニシティの誕生を問題にするためには、まず「エスニシティの誕生」が何を指すのかを明らかにする必要がある。別の形で問い合わせすれば、エスニシティの誕生の前後でいったい何がどう変わるとみなされているのだろうか。

自らの生命を犠牲にしても自らの帰属する集団のために戦おうとする独立戦争のイメージと重ねあわせるまでもなく、いったんエスニック・グループが誕生した後では構成員どうしの横の結びつきの強さが強調されることになる。エスニック・グループを民族衣装に喻えるのもこれと同じ発想であるといえるだろう。ここでエスニシティの誕生とは、「われわれ〇〇人」なる言説と一緒に横の連帯が発生することとして捉えられていると言えるだろう。

根源的紐帯なるものを完全に打ち崩す、すなわち横の連帯がはじめから無条件に存在しているとは考えないという立場をとり、なおかつ誕生後のエスニック・グループが横の連帯を持つことを前提にするのであれば、横の連帯がいったいいつどうやって成立したのかという厄介な問題を抱え込むことになる。

これを避ける1つの手として、エスニシティを「自らがあるエスニック・グループに属するという意識」という言説のレベルに限ることが考えられるが、これは問題を先送りしたことにはしかならないだろう。エスニシティは単に人間分類の方法として問題になっているのではなく、それぞれの社会においてそれ以上の影響力をもっているかに見える状況があるという点で問題になっているはずである。そうである以上、エスニシティを問題とする上でその点を避けて通るわけにはいかないのではないか。

サバ州はマレーシアにあって住民のサバ人意識が強く、連邦政府に対して常に反発する傾向にあると内外からみなされている。それを裏付けるような事例を挙げることはたやすい。しかしサバ内に目を向けると、サバの人々は文化的に多様な人々からなるだけではなく、さまざまな集団に分かれてお互いの対立が絶えず、決してサバ人として1つにまとまっているわけではない。これを説明しようとサバ人をさらにムスリム／マレー人、カダザン人、華人などのエスニック・グループに分けて、それぞれ自民族意識が強いためにお互いに対立するという説明も試みられているが、その自民族意識が強いとされているカダザン人に目を向ければ、やはり内部でさまざまな集団に分かれてお互いに対立している状況にたちまち出くわすことになる。

しかし、カダザン人が文化的に多様な人々からなり、しかも横の連帯が存在しないからといって、「カダザン人なるエスニック・グループは存在しない」と言えば問題の解決にな

るわけではない。「カダザン人のため」というスローガンは今でもサバ内で流通しており、しかもそれが一定の影響力を持っているように見えることも否定できない。分析の枠組みにすることが困難だからといって、「カダザン人」にかかる現象までなったことにしてしまうわけにはいかないのである。

この「カダザン人」という分類が意味を持っているように見える現象をさしあたってカダザン人のエスニシティと呼ぶことにすれば、カダザン人がエスニック・グループであるのか否か、そしてその場合エスニック・グループとは何かという問い合わせをとりあえず棚上げにしておいて「カダザン人」なるエスニシティの誕生を考えることができるだろう。そしてそのためには、エスニック・グループの構成員どうしで横の連帯が生じるという前提を排する必要がある。

以上の問題意識をふまえ、独立前後のサバにおける権力観を検討することを通じて、カダザン人なるエスニシティの誕生を明らかにすると同時にサバ(あるいはマレーシア)においてエスニシティとは何であるのかを考えたい。

民族・宗教・国家－1950年代以降のバリ島社会とヒンドゥー

永渕康之

ヒンドゥー的とうたわれるバリの宗教は、現時点で「バリ人」の同一性を保証する明らかな指標となっている。インドネシア社会あるいは国際社会からの他者表象としてもバリ人による自己表象としても、この指標は承認されている。実際の宗教実践を見ても、隣接する他の社会との特異性はきわどっている。「エスニシティー」としての「バリ人」を語る時、宗教は種差的差異を代表する指標と言っていいだろう。

1950年から1965年にかけて、つまりインドネシア共和国の独立から共産党員虐殺事件までのいわゆる旧体制期において、バリ島社会では宗教に関する重大な出来事が進行した。宗教の制度化と合理化である。バリ島の宗教を代表する機関がこの時期に設置され、宗教の知識が教義として整備されていった。また一連の出来事は、中央政府にたいする対抗運動として展開した「民族的」な闘争という側面を持っていた。バリ独自の自治宗教省が設立され、ジャカルタの宗教省にたいしてヒンドゥー部門の設置を要求する運動を展開したのである。

一方、この時期のバリ社会の状況は、民族闘争という概念の裏に想定されている社会の統合性を根底的に裏切る事態におちいっていた。社会秩序の統合をもたらす権威の崩壊のすえにあらわれた社会分裂である。日本軍制期まで維持されていた旧王家を代表とする統治機構は崩壊し、権威の真空地帯となったバリには中央の政党政治や経済政策の影響が露骨に浸透した。諸派に分裂する政党勢力が拡大し、1960年以後、国民党と共産党の二大勢力による社会分断は決定的となり、その結果が1965年から1966年にかけてのインドネシアでも最大規模の共産党員の虐殺であった。

現在バリでは、1950年代に制度化された組織と合理化された教義にもとづいて州政府を運営主体にした巨大な儀礼が繰り返されている。伝統儀礼がこうして公的な儀式として国家の官僚主義体制のもとで再生産されているのである。同時に、「宗教はわれわれの魂である」という宗教をめぐる本質主義的な語りは現在一般化している。宗教の制度化と合理化が成立するにいたった過程はこうして文化をめぐる本質主義のなかで隠蔽され、乗り越えられた過去に追いやられ、バリの宗教世界が時間なき伝統として立ちあらわれている。忘

るわけではない。「カダザン人のため」というスローガンは今でもサバ内で流通しており、しかもそれが一定の影響力を持っているように見えることも否定できない。分析の枠組みにすることが困難だからといって、「カダザン人」にかかる現象までなったことにしてしまうわけにはいかないのである。

この「カダザン人」という分類が意味を持っているように見える現象をさしあたってカダザン人のエスニシティと呼ぶことにすれば、カダザン人がエスニック・グループであるのか否か、そしてその場合エスニック・グループとは何かという問い合わせをとりあえず棚上げにしておいて「カダザン人」なるエスニシティの誕生を考えることができるだろう。そしてそのためには、エスニック・グループの構成員どうしで横の連帯が生じるという前提を排する必要がある。

以上の問題意識をふまえ、独立前後のサバにおける権力観を検討することを通じて、カダザン人なるエスニシティの誕生を明らかにすると同時にサバ(あるいはマレーシア)においてエスニシティとは何であるのかを考えたい。

民族・宗教・国家－1950年代以降のバリ島社会とヒンドゥー

永渕康之

ヒンドゥー的とうたわれるバリの宗教は、現時点で「バリ人」の同一性を保証する明らかな指標となっている。インドネシア社会あるいは国際社会からの他者表象としてもバリ人による自己表象としても、この指標は承認されている。実際の宗教実践を見ても、隣接する他の社会との特異性はきわどっている。「エスニシティー」としての「バリ人」を語る時、宗教は種差的差異を代表する指標と言っていいだろう。

1950年から1965年にかけて、つまりインドネシア共和国の独立から共産党員虐殺事件までのいわゆる旧体制期において、バリ島社会では宗教に関する重大な出来事が進行した。宗教の制度化と合理化である。バリ島の宗教を代表する機関がこの時期に設置され、宗教の知識が教義として整備されていった。また一連の出来事は、中央政府にたいする対抗運動として展開した「民族的」な闘争という側面を持っていた。バリ独自の自治宗教省が設立され、ジャカルタの宗教省にたいしてヒンドゥー部門の設置を要求する運動を展開したのである。

一方、この時期のバリ社会の状況は、民族闘争という概念の裏に想定されている社会の統合性を根底的に裏切る事態におちいっていた。社会秩序の統合をもたらす権威の崩壊のすえにあらわれた社会分裂である。日本軍制期まで維持されていた旧王家を代表とする統治機構は崩壊し、権威の真空地帯となったバリには中央の政党政治や経済政策の影響が露骨に浸透した。諸派に分裂する政党勢力が拡大し、1960年以後、国民党と共産党の二大勢力による社会分断は決定的となり、その結果が1965年から1966年にかけてのインドネシアでも最大規模の共産党員の虐殺であった。

現在バリでは、1950年代に制度化された組織と合理化された教義にもとづいて州政府を運営主体にした巨大な儀礼が繰り返されている。伝統儀礼がこうして公的な儀式として国家の官僚主義体制のもとで再生産されているのである。同時に、「宗教はわれわれの魂である」という宗教をめぐる本質主義的な語りは現在一般化している。宗教の制度化と合理化が成立するにいたった過程はこうして文化をめぐる本質主義のなかで隠蔽され、乗り越えられた過去に追いやられ、バリの宗教世界が時間なき伝統として立ちあらわれている。忘

却と隠蔽のうえに成立する本質主義にあがらう批判としてここで「歴史化」という方法を選びとり、宗教をめぐる現象の「はじまり」に光をあてる必要がある。

とはいへ、歴史化というこの方法は同時に危険な罠をはらんでいる。それが宗教の本質を批判しているうつるために、「われわれの魂」を汚しているという理解を誘い出してしまるのである。歴史化という方法が導入された時点ではじまる現地社会の本質主義と他者研究との対決的な構図は多くの認識論的な問題をはらんでいる。そもそも、エスニシティーの誕生を問う権利など研究者にあるのか。誕生の解明は実は文化の本質の再定義におちいるだけではないか。たとえそのような危険を排除できたとしても、「誕生」は誰のために問わなければならないのか。

本発表では、こうした認識論的な問題をふまえながら、1950年代から60年代はじめにかけてのパリの宗教をめぐる現象を、インドネシア国家とパリ社会両者の当時の政治的現実を視野に入れながら考察した。

資料・研究短報

ビルマ独立期のカレン民族運動～"a separate state"をめぐる政治

池田一人

第二次世界大戦終結から現在に至る50年余りのビルマの戦後史の中で、カレンの民族運動はしばしば既存の国家から分離独立し新たな国家樹立を目指とする分離主義の典型として捉えられた。その最大の理由のひとつには、ビルマ独立期にカレンが独立国家獲得を運動目標として独立ビルマ参加を頑なに拒んでいたと考えられていることがあげられる。だが、ビルマ独立の過程に宗主国として参与した英國側に残る膨大な行政文書のうちカレン関係文書を検討すると、むしろカレンが積極的に独立ビルマに参画しようと運動していたことが判明する。

ビルマ独立期のカレン関係の英國植民地行政文書は、大英図書館のオリエンタル・イングランド省コレクション(Oriental and Indian Office Collection: OIOC)と国立公文書館(Public Record Office: PRO)に所蔵されている。その存在は従来、一部の研究者の間では知られていたものの、一貫した視点のもとに分析を加えられてきたとは言い難い。カレン関係文書群にはビルマ総督と英本省との往復公電⁽¹⁾、警察局の内偵週報と日報⁽²⁾など政府各局の報告書やメモ類、管区知事の月例報告書⁽³⁾、ビルマ民族の組織やその政治家によるメモや通信文書⁽⁴⁾、そしてカレン自身による嘆願書や通信文書⁽⁵⁾などが含まれている。

これらの文書群に現れるカレンを巡る動向の焦点は、カレンのためのある種の「郷土」をつくり出すということに収斂していた。それまで、郷土といえる土地を持たなかったカレンとして括られる人々の想念の中で、その郷土は様々なかたちを与えられてきた。しかし独立期にはその実現が急速に現実味を帯び始め、多様に想像されてきた郷土のかたちのうち地理的領域としてのその設定が政治的問題として浮上した。植民地行政文書では、それは多くの場合"separate state"と表現されている。

従来の研究が独立期のカレン民族運動を分離主義として捉えている理由の一端は、この"separate state"を独立国家として一元的に解釈していることもさることながら、何よりこの言葉の意味内容に対する根本的な問題意識が欠如していることに帰することができる。

却と隠蔽のうえに成立する本質主義にあがらう批判としてここで「歴史化」という方法を選びとり、宗教をめぐる現象の「はじまり」に光をあてる必要がある。

とはいへ、歴史化というこの方法は同時に危険な罠をはらんでいる。それが宗教の本質を批判しているうつるために、「われわれの魂」を汚しているという理解を誘い出してしまるのである。歴史化という方法が導入された時点ではじまる現地社会の本質主義と他者研究との対決的な構図は多くの認識論的な問題をはらんでいる。そもそも、エスニシティーの誕生を問う権利など研究者にあるのか。誕生の解明は実は文化の本質の再定義におちいるだけではないか。たとえそのような危険を排除できたとしても、「誕生」は誰のために問わなければならないのか。

本発表では、こうした認識論的な問題をふまえながら、1950年代から60年代はじめにかけてのパリの宗教をめぐる現象を、インドネシア国家とパリ社会両者の当時の政治的現実を視野に入れながら考察した。

資料・研究短報

ビルマ独立期のカレン民族運動～"a separate state"をめぐる政治

池田一人

第二次世界大戦終結から現在に至る50年余りのビルマの戦後史の中で、カレンの民族運動はしばしば既存の国家から分離独立し新たな国家樹立を目指とする分離主義の典型として捉えられた。その最大の理由のひとつには、ビルマ独立期にカレンが独立国家獲得を運動目標として独立ビルマ参加を頑なに拒んでいたと考えられていることがあげられる。だが、ビルマ独立の過程に宗主国として参与した英國側に残る膨大な行政文書のうちカレン関係文書を検討すると、むしろカレンが積極的に独立ビルマに参画しようと運動していたことが判明する。

ビルマ独立期のカレン関係の英國植民地行政文書は、大英図書館のオリエンタル・イングランド省コレクション(Oriental and Indian Office Collection: OIOC)と国立公文書館(Public Record Office: PRO)に所蔵されている。その存在は従来、一部の研究者の間では知られていたものの、一貫した視点のもとに分析を加えられてきたとは言い難い。カレン関係文書群にはビルマ総督と英本省との往復公電⁽¹⁾、警察局の内偵週報と日報⁽²⁾など政府各局の報告書やメモ類、管区知事の月例報告書⁽³⁾、ビルマ民族の組織やその政治家によるメモや通信文書⁽⁴⁾、そしてカレン自身による嘆願書や通信文書⁽⁵⁾などが含まれている。

これらの文書群に現れるカレンを巡る動向の焦点は、カレンのためのある種の「郷土」をつくり出すということに収斂していた。それまで、郷土といえる土地を持たなかったカレンとして括られる人々の想念の中で、その郷土は様々なかたちを与えられてきた。しかし独立期にはその実現が急速に現実味を帯び始め、多様に想像されてきた郷土のかたちのうち地理的領域としてのその設定が政治的問題として浮上した。植民地行政文書では、それは多くの場合"separate state"と表現されている。

従来の研究が独立期のカレン民族運動を分離主義として捉えている理由の一端は、この"separate state"を独立国家として一元的に解釈していることもさることながら、何よりこの言葉の意味内容に対する根本的な問題意識が欠如していることに帰することができる。

しかし、この "a separate state" という言葉はそれを発する主体によって異なる意味内容を付与されていた。まずビルマ民族の政治団体や英国にとって、カレンをいかに独立ビルマに取り込むかという「統治の単位」としての、すなわち当然独立ビルマ内に設立されるべきカレンの自治州としての "a separate state" を語っていた。他方、カレン民族にとってそれは何よりも「運動の目標」として、獲得されるべき自治州ないしは独立国家などを意味していた。ここで注目するべきは後者の言葉の意味内容の流れである。

カレンの民族運動の目標としての "a separate state" の直接の原型は、1928年のサン・C・ポー (Sir San C. Po) の「カレンの国 (a Karen country)」の主張まで遡ることができる。彼の語る「カレンの国」とは、英人総督の指導のもと植民地国家の一部として成立すべきカレン州であり、その限りでは植民地体制に深く依存した "a separate state" であった。そして戦後の英国のビルマ復帰直後から46年末まで主張された「カレン連合辺境州 (United Frontier Karen States)」もまた、英人総督下の植民地国家の一部であったのであり、植民地時代からの英国とビルマ民族との関係性を踏襲するものであった。

しかし1947年、カレン諸派は明確に独立ビルマ内の自治州獲得を目指すこととなる。ビルマ独立過程において1947年とは、独立を翌年(48年1月4日)に控えて独立ビルマの内実が急速に具体化した年である。1月にはウンサンニアトリー協定が締結され、英国はいずれビルマを去りビルマ民族を主体に新たな独立ビルマが建設されるということがカレンによって自覚された。2月にはカレン主要グループが初めて "a separate state" を「カレン州 (a Karen State)」という独立ビルマの一州として位置付けた。同時に、カレン内部での対ビルマ民族観、対英國観の違いが顕在化しはじめていた。制憲議会が開催される直前の5月下旬、ビルマ民族側は独立ビルマの指針ともなるべき憲法草案を提示した。そこにあらわれたカレン民族の取り扱いは、統一されたカレンの出現を許さず分断された単位として諸カレン集団を独立ビルマに取り込むというものであった。これに対して6月初め、ごく少数の例外を除き、カレン諸派は独立ビルマ内の「カレン自治州 (a Karen Autonomous State)」設立を要求することに合意した。この合意の存在は、分離主義としての従来のカレン民族運動の評価を覆す性質のものであるが、既存の研究では全くと言っていいほど言及されていない。

だが、7月半ばのウンサンらの暗殺事件直後にカレン諸派の合意は何らかの理由により急速に崩壊し、カレン主流派に到底受容されないカレン条項を含む憲法が9月下旬に成立してしまった。この後カレン主流派は態度をいっそう硬化させ、10月には「カレン独立主権国家 (a Separate Karen Sovereign State)」という独立国家の設立を公言するようになる。しかし同時期に彼らが機会がある度に自治州設立の可能性を探っていたという事実もあり、この独立国家としての "a separate state" は、ビルマ民族側より譲歩を引き出す戦術的な意味合いを持っていたと考えられる。やがて、48年1月のビルマ独立後にカレン情勢が不穏になってくると、又政権は憲法で定められている「カレン州」の設定のため早急な対処を迫られることになる。しかしすべての政府側の対処は後手に回ることになり、結局独立から一年ほどの49年1月末、カレンは全面武装蜂起に突入することになってしまった。

以上のように、1947年という独立ビルマ策定の肝要な時期において、カレンは積極的に独立ビルマに参加しようとしていたことが言えよう。このように一応の結論をしてさらに "a separate state" をめぐる政治を検討すると、そこにはカレン自身の政治統合と諸民族の独立ビルマへの政治統合というふたつの政治統合の問題が浮上してくる。

カレンの運動の目標としての "a separate state" は「植民地国家の一部」から「独立ビルマの

「自治州」、そして「独立国家」という意味内容の変遷を経てきた。最後の「独立国家」は自治州獲得のための戦術的な言動であったとは上に述べたとおりである。この流れに通底するカレン民族運動が根元的に希求していたものとは、第一義的にはカレン民族という共同体の政治統合であった。単一の集団として括られがちな「カレン」とは、実は、言語的・宗教的・文化的・社会的多様性を内包した諸々のサブグループの総称であり、民族としての緩やかな同胞意識を共有していたが、独立ビルマと同様にかつて単一の政治単位のもとに統治されたことはなかった。ところが独立期にカレンを自称する諸グループは、各々に想念する郷土のイメージに微妙なずれを内包しながらも、政治的にはカレンとしての統合を望むようになっていた。したがって、カレン民族としての政治統合を阻害するようなカレンの独立ビルマへの政治統合は、カレンにとっておよそ受容できない選択であったと言えよう。

他方、統治の単位としての "a separate state" が根本的に志向していたところとは、諸民族の独立ビルマへの政治統合という一過程としてのカレンの統合であった。すなわち、歴史的に単一の政治制度のもとで統治されたことのない諸民族を独立ビルマという新たな共同体に政治統合するということが喫緊の課題として最初にあった。そしてこの文脈の上では、独立ビルマの政治統合に齟齬を来すようなカレンの民族としての政治統合は許されなかつたと言えよう。英國による "a separate state" には基本的にこのような負荷がかかっており、47年6月のカレン合意はふたつの政治統合が両立する範囲内であると評価していた。しかしビルマ民族の政治団体のこの言葉の使用法には、加えて彼ら自身の利害という負荷がかかっており、カレン民族としての政治統合を何らかの理由により好ましからざるものとして捉えていたようである。あるいは民族として政治統合された強大なカレンの出現が、ビルマ民族主導の独立ビルマ建設には不都合なものであったからかもしれない。それ故にカレンの政治力を無化させて独立ビルマに政治統合させたかったのかもしれない。これらの点に関しては英國植民地行政文書は多くを語っていない。しかし、独立ビルマ建設において問われていた異質なもの同士の共存という諸民族の政治統合の普遍的命題は、領域内のその特殊な位置付けから、カレン民族の処遇においてこそ最も厳しく問われていたと筆者は考える。

このように、多様なカレン諸派が「民族」として上方に統合しようとする結実点と、ビルマ民族主体の政治団体や英國植民地権力がカレンを独立ビルマ内に「民族」として下方に統合しようとする包摂点は、"a separate state" という言葉の空間で遭遇していた。そして、そこにカレン民族の集団性の表出を読みとることが可能である。カレンの独立ビルマへの政治統合とカレン民族としての政治統合というふたつが、カレンにとって理想的に均衡した瞬間が47年6月の合意であった。ビルマ民族の政治団体がその合意をふたつの政治統合の均衡とは見なさなかつたのは、彼らにとっての望まれるカレン民族の集団性が別なところにあったからである。今後の課題として、ビルマ民族側の "a separate state" を他の一次資料もまじえて再構築し、カレン諸派の合意の形成とその崩壊過程を改めて検討する必要がある。

以上、カレン民族の独立ビルマへの参画問題から出発し、ふたつの政治統合の問題という視点により同じ問題を捉え直す必要性を指摘した。しかし独立期のカレン民族運動が最も興味深いのは、「カレン」諸グループが多様に持っていた郷土のイメージが "a separate state" に具体化して行く過程で、ある部分は一致しある部分はずれとして捨象されてきたという点である。「カレンとは誰であるのか」という人類学的関心に注意を払いながら、今後

青山亨(鹿児島大学多島圏研究センター)

「仏教物語『スタソーマ』の王権論」

3月27日

梅田文彦(広島大学大学院文学研究科)

「1817年サバルア島反乱について」

関西地区

桃木至朗・清水政明

1998年10月から99年3月までの関西例会の日時・発表者・題目は以下の通りである。会場はいずれも大阪駅前第3ビルの大阪市立大学文化交流センター、時間は原則として14:00～17:00(99年3月のみ13:30～16:30、今後も同様)。参加者は18～46名である。

98年10月17日

比留間洋一(京都大学大学院人間・環境学研究科)

「北部ベトナムの村落祭祀組織について」

11月14日

1部(11:00～12:00)

外山文子(神戸大学大学院国際協力研究科)

「タイ民主化における中央－地方関係」

2部(14:00～17:00)

中谷文美(岡山大学文学部)

「『仕事』としての儀礼 バリ農村女性の儀礼行為をめぐる試論」

12月12日

1部(13:00～14:20)

田中麻里絵(大阪市立大学大学院・文学研究科)

「両大戦間期マニラにおける日本製品・邦人小売商の進出とその影響」

2部(14:30～16:50)

早瀬晋三(大阪市立大学文学部)

「ミンダナオの近代－国民統合の犠牲者たち(「少数民族問題の発生」)」

99年1月23日

杉原 薫(大阪大学経済学部)

「ウェスタン・インパクトと東南・南アジア交易圏－環ベンガル湾交易圏の位置付けをめぐって」

2月20日

宮田敏之(天理大学国際文化学部)

「タイ外国貿易統計をめぐる諸問題」

3月20日

矢野正隆(京都大学大学院文学研究科)

「阮朝初期税制の枠組みについて－丁賦・田賦を通じて－」

中部地区

小林寧子

中部地区では「東南アジア研究会」の名称で、南山大学を会場に例会を開催している。原則的には月の第2土曜日を設定しているが、都合で他の週にずれることもある。参加者は10

人から20人程度である。1998年10月以降の活動は以下の通りである。

98年10月24日

大橋厚子(名古屋大学)

「近世ジャワ島研究者の見たアジア海域－闘魚、豆腐料理、漬物の分布を事例として－」

11月21日

松尾信之(名古屋商科大学)

「植民地期ベトナムにおける「国家」、村落、村落内有力者」

12月21日

小座野八光(愛知県立大学)

「20世紀前半の中部ジャワにおける村落リーダーシップ－マラン県チョマル地方の事例－」

99年2月20日

岡本正明(京都大学大学院)

「インドネシア・西ジャワ州の政治－国民国家形成期に焦点をあてて－」

3月13日

三木 誠(藤田保健衛生大学)

「ボルネオ島(カリマンタン島)における焼畑農耕の現在」

関東地区

斎藤照子・岩井美佐紀

関東地区的例会は、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所を会場にして、原則として毎月の最終土曜日に開催している。1998年10月以降の例会は以下の通り行われた。参加者は、講演会を除いて、毎回20名前後である。

98年10月31日

講演会 M. フォン・ブライネッセン(ユトレヒト大学文学部教授)

"The Global and the Local in Indonesian Islam"

(上智大学アジア文化研究所、「イスラーム地域研究」プロジェクト第二班と共に)

12月19日

内山史子(東京外国語大学大学院)

「フィリピンにおける国民形成の一断面－憲法制定議会(1934—35)の言語状況と国語制定議論－」

99年1月30日

奈良修一(東方研究会)

「オランダ東インド会社商館貿易網と東南アジア」

2月27日

1) 井上さゆり(東京外国語大学大学院)

「ビルマ・コンバウン時代における創作活動－「替え歌」の分析を中心に－」

2) 大野美紀子(立命館大学大学院)

「80年代末のメコン・デルタにおける土地紛争について－ロンアン省の事例－」

事務局からのお知らせ・お願い

- ・東南アジア史学会のホームページが開設されています。
アドレスは、<http://wwwsoc.nacsis.ac.jp/jssah/> です。

・東南アジア史学会会員メーリングリスト(SEAML)について登録をご希望の方は、owner-sea@aa.tufs.ac.jpへご連絡ください。事務局からのお知らせ、各地区の例会や研究会の情報が配信されます。アドレスの変更があった場合にも、お早目に owner-sea@aa.tufs.ac.jp宛にご連絡ください。

・「研究助成基金」の運用とプレシンポ助成(一般会計)のお知らせ

(1)これまで研究助成基金の運用は利子分を活用してきましたが、昨今の低金利事情を踏まえて、当面は毎年度10万円を上限に、基金そのものを運用することにいたします。現在、「研究助成基金」は定職のない大学院生などの学会発表者に対して交通費等の補助を提供しています。また「研究助成基金」へのご協力は、これまで1口1万円を単位に募りましたが、本年度より1口の金額を定めずにお願いすることになりました。

＜ご寄付の送付先(郵便振替)＞

口座番号: 00110-4-20761 加入者名: 東南アジア史学会

(2)学会シンポジウムの充実をはかるために、プレシンポ助成を実施します。本年より一般会計から、当面は毎学会10万円を上限として、報告者・ commenter・司会者などの方々へ交通費等を支給いたします。(1998年度春季会員総会での承認済み事項)

1998年9月30日 事務局会計委員(高田洋子・菊池陽子)

・会報へのご寄稿のお願い

事務局では、『会報』の内容充実のため、資料・短報欄へのご寄稿をお待ちしています。①新資料に関する情報 ②探求資料の公開検索 ③内外での研究集会に関する情報や紹介(ただし、本学会の組織とは直接関係なく、かつ恒常に運営されている研究会の年次報告に類するものはご遠慮ください) ④特定分野にかかる内外の新しい研究動向 ⑤短い研究ノート などをお待ちしています。

・字数: 2000字程度

・締切: 毎年3月末と9月末(それぞれ4月末、10月末発行の『会報』に掲載)

・宛先: 事務局

原稿は手書きでも結構ですが、できるだけワープロ、パソコンで作成されますようお願いいたします。ワープロの場合、機種・型番を、パソコンの場合、ソフト・バージョン名を明記したフロッピーをプリントアウトに添えてください。フロッピーは、できればMS-DOSフォーマットで、ファイルはテキスト形式に変換したものをお願いします。

・住所変更などは、書面にてすみやかに事務局までお知らせください。とくに『会員名簿』の記載に変更・訂正がございましたら、事務局までご一報ください。

・「転居先不明」は、会誌『東南アジア歴史と文化』・『会報』その他各種の送付に支障をき

いたします。ご面倒ながら、転居・転勤などの通知先に、本学会事務局も加えていただきます
よう、お願い申し上げます。



東南アジア史学会会報 第70号
1999年4月 発行

発行者 東南アジア史学会（会長 池端雪浦）
住所 〒114-8580 東京都北区西ヶ原4丁目51-21
東京外国语大学アジア・アフリカ言語文化研究所内 根本敬
Tel 03-5974-3809 (根本研究室)
Fax 03-5974-3838 (A A 研事務室)
ホームページ <http://wwwsoc.nacsis.ac.jp/jssah/>
郵便振替 00110-4-20761 (東南アジア史学会)
銀行口座 東京三菱銀行 町田支店 (普) 1669649 (東南アジア史学会)
